

内部研修用資料

インサイダー取引とは？

この資料はインサイダー取引について分かりやすく解説したものです。

10頁まではインサイダー取引規制の概要を、11頁以降は事例に基づいて陥りがちなポイントを説明しています。

前半のみ・後半のみ・全体を通じてなど、必要な箇所を適宜ご利用ください。

提供：日本取引所自主規制法人
COMLEC

本資料は、作成日現在のインサイダー取引規制についての解説を目的とするものです。
©Japan Exchange Regulation, 2025

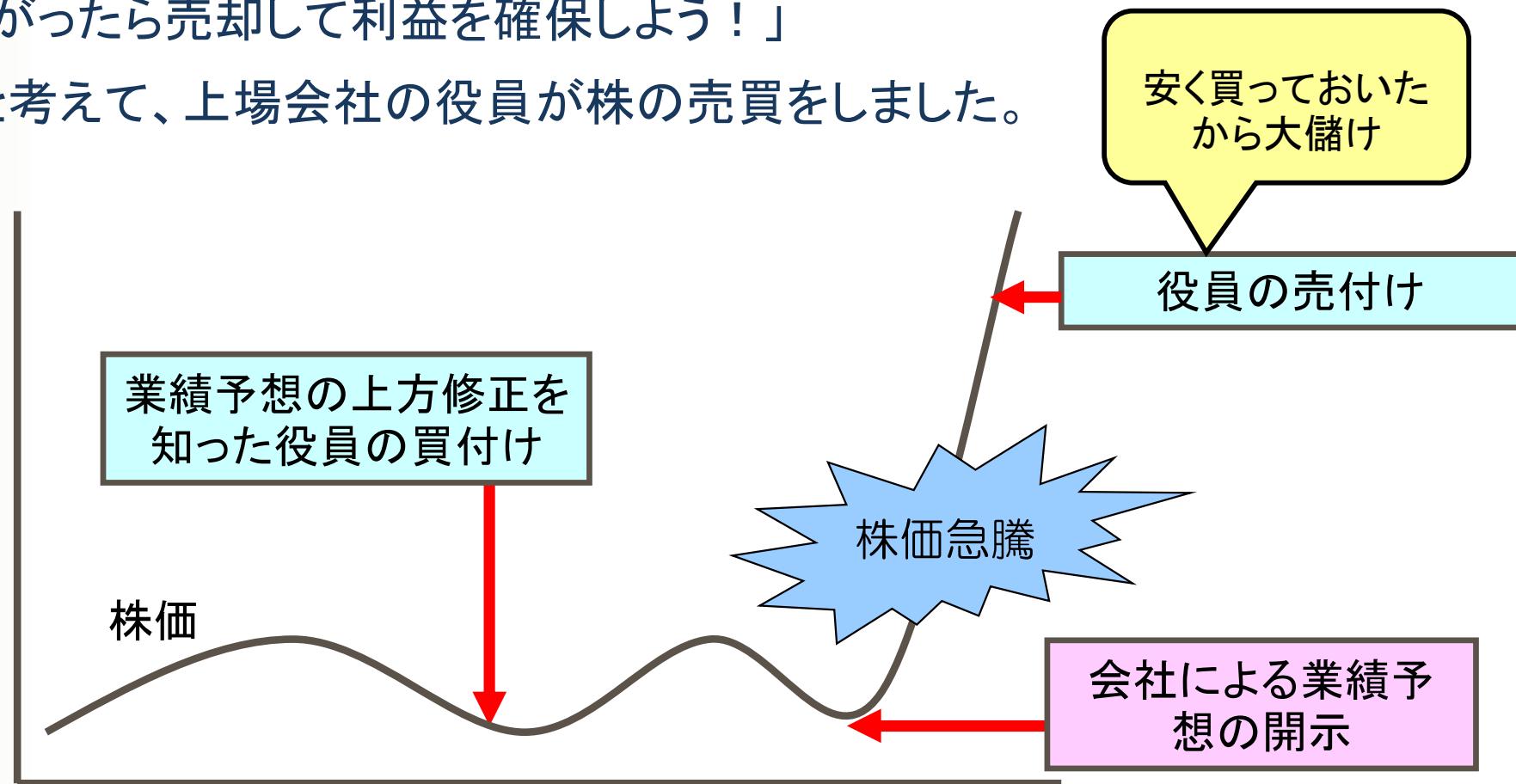
【典型的なインサイダー取引】

「当社の業績予想は大幅上方修正。」

「この情報を開示すれば、株価は上昇間違いない。」

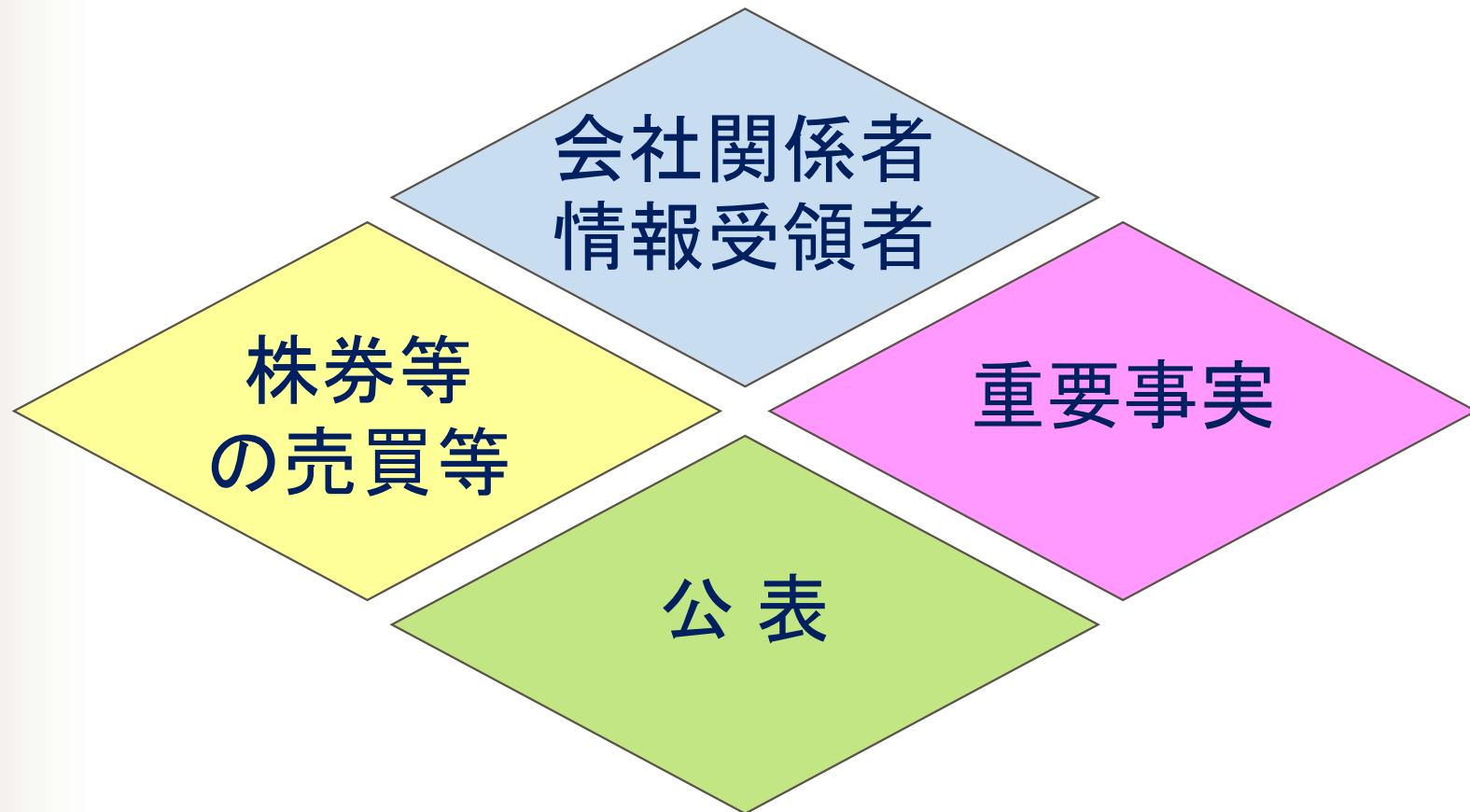
「株価が上昇する前に株を買っておいて、業績予想が開示されて株価が上がったら売却して利益を確保しよう！」

と考えて、上場会社の役員が株の売買をしました。



インサイダー取引規制の構成要素

4つのキーワード





あなたはどこに該当しますか？

会社関係者とは？

自社株も・他社株も

- ①上場会社の役員・従業員
- ②上場会社の取引先・顧問先等
- ③同一法人の他の役員・従業員(②が法人の場合)
は「会社関係者」に含まれます。

情報受領者とは？

会社関係者から直接**重要事実**を聞いた人はインサイダー規制の対象です。

※ 情報受領者が上場会社で働いているかどうかは関係ありません。

知っているときにインサイダー規制の対象になります

重要事実とは？

会社の株価に影響を与える情報

上場会社の子会社の情報で、企業集団の経営に大きな影響を与えるものも含みます

重要事実の具体例

株式の発行	公開買付け(TOB)
合併	巨額の架空売上
業務上の提携	製品の検査数値改ざん
災害に起因する損害	巨額の協調融資
行政処分	業績予想・配当予想の大幅修正
	など

※ 重要事実の中には軽微基準が設けられているものもあります。

公表とは？

「重要事実」が証券取引所のHP(適時開示情報閲覧サービス)に掲載される など

※ 会社のHPに重要事実が掲載されても、「公表」には該当せず、インサイダー規制も解除されません

(東証HP)



HOME > サイトマップ > お問い合わせ > 証券用語 > English > 中文 > 한국어 > 東証について

マーケット情報 上場会社情報 上場商品 取引参加者 システム情報 規則

銘柄検索
銘柄もしくはコード 検索 上場会社検索 株価検索

おすすめ
東証ETF・ET REIT 不動産

適時開示情報閲覧サービス

個人・一般の皆様へ 機関投資家の皆様へ 上場会社の皆様へ

上場を検討の皆様へ 取引参加者の皆様へ

新規上場 売買停止情報

監理・整理銘柄の指定状況はこちら 特設注意市場銘柄の指定状況はこちら

東証からのニュース



会社名：××株式会社
代表者名：代表取締役 甲山 太郎
(コード XXXX 東証第1部)
所在地：〒100-0001 東京都千代田区
(TEL: 03-XXXX-XXXX)

平成●●年3月期 連結子会社正に関するお知らせ

当社は、本年●●月●●日に開示しました平成●●年3月期 (平成●●年4月1日～平成●●年3月31日) の連結業績予想を下記の通り修正することいたしましたので、お知らせいたします。

1. 会社の連結業績予想修正の概要 (平成●●年4月1日～平成●●年3月31日)

期間	前期実績	前期予想	後期実績	後期予想
新規上場	X.XXX	X.XXX	X.XXX	X.XXX
売買停止情報	X.XXX	X.XXX	X.XXX	X.XXX
監理・整理銘柄	X.XXX	X.XXX	X.XXX	X.XXX
特設注意市場銘柄	X.XXX	X.XXX	X.XXX	X.XXX

2. 修正の理由

「株券等の売買等」以外は違法にならない？

会社関係者が以下の要件を満たす**情報伝達・取引推奨**をすることも違法です。

- ①公表前の取引により相手に利益を得させる／損失を回避させる**目的**をもって行われ、
- ②結果として相手が実際に公表前の取引をした場合。

※業務上の必要がある情報共有は、①の目的がないことが明らかであり、違法にはなりません。

インサイダー取引規制違反の罰則等は？

刑事罰・課徴金納付命令の対象になります

(刑事罰)

- 5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科
- 「財産」の没収(没収できないときはその価額を追徴)

例: 買付代金200万円→(株価急騰)→売付代金300万円
利益は100万円だが、没収されるのは300万円

(行政上の措置)

- 課徴金…利益「相当」額を納付
＝実際の買付・売付代金
と 公表後(※6頁参照)2週間の最高値・最安値の差額

(その他)

- 社内処分(懲戒処分)
- 勤務先の信用失墜 など

インサイダー取引をしないためのポイント

- インサイダー取引規制の十分な理解
 - ✓ 重要事実を知っている？
 - ✓ 重要事実は公表されている？
- 必ず社内ルールに従って取引
- もし分からなきがあれば、担当部署に連絡

セルフチェック
が重要です

社内ルールは自
分を守ることに繋
がります

こちらに担当部署・連絡先・社内ルール等
を適宜ご加筆してください

インサイダー取引を周囲で起こさないためには

情報管理が重要です

- 重要事実をむやみに漏らさない
 - ✓ 「漏らしてはならない」と法令には書いていないが…
 - ✓ 家族・友人にインサイダー取引の「きっかけ」を与えない
- 懲戒処分・信用失墜のリスク
- 情報管理も必ず社内ルールに従う

こちらに担当部署・連絡先・社内ルール等
を適宜ご加筆してください

事例で学ぶインサイダー取引

- 以下の事例には、インサイダー取引において陥りがちなポイントも含んでいます。
- 「身近でも起こりかねない」「こういう場合でもインサイダー取引になってしまう！」ということを確認してください。

ケース1:持株会での株式保有

X



A社に入社30年、持株会でコツコツ買ってきて、時価にすると1000万円の資産になりました。

Y



ここだけの話だけど、**得意先が倒産**してわが社も**損失を計上**することになったので明日公表するよ。

X



えーっ！！

このニュースが流れたら株価は大幅下落、せっかく苦労して作った資産1000万円が目減りしてしまう…。**だったら一刻も早く売らないと！**

X



ああよかったです！株価が下がる前に保有株全部売り切れました。Yが教えてくれたお陰で損失はほとんどありません。

しかしその後…

毎朝新聞

A社社員、インサイダー取引で金融庁から課徴金納付命令。同僚から情報入手、損失発生を免れる。

A社プレスリリース

- 当社社員がインサイダー取引で課徴金納付命令
- 関係各位に深くお詫び
- インサイダー防止教育と情報管理を徹底懲戒処分

- X(インサイダー取引実行) 降格
- Y(情報伝達者) 減給

業績への影響

- 取引先へ謝罪・事情説明
- 業績悪化

色々言い訳は浮かび
ますが…



Xの言い分

利益を得ようとしたのではなく、損が出ないようにと思って売っただけなんです。それでもインサイダー取引になるんですか。

- 「利益を得よう」と思っていなくても、インサイダー取引は成立します。
- 上場会社から公表されていないマイナス情報を知りながら、株価が下落する前に売ってしまえば、損失発生を防ぐことができます。
- 一方、一般の株主はマイナス情報を知らないので、損をしています。
- これでは不公平な取引になってしまうので、インサイダー取引として規制されています。

私が売った株はもともと持株会で買ったものです。**持株会で取得した自社株の売買**は、インサイダー取引にならないのではないか。

- 確かに持株会を通じて毎月、同じ時期に同じ金額を継続的に買い付ける場合は、未公表の重要事実を知っていてもインサイダー規制がかかりません。
- しかし持株会から引き出して売却する場合は、通常の売買と同様にインサイダー規制の対象なので、重要事実公表前に売ってしまうとインサイダー取引に該当します。

ケース2: 家族との会話

W



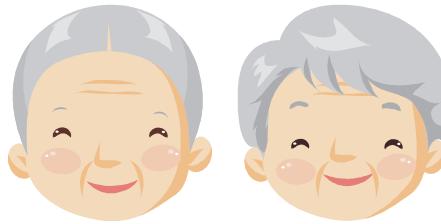
B社に入社して親元を離れましたが、仕事にはやり甲斐があるので、充実した生活を送っています。

得意先のP社から、「P社とQ社で業務提携するので貴社にこれに関連した仕事を依頼したい」とのお話をいただきました。益々やる気が出ます。



おや、電話が鳴っているようです……

元気にしてますか。最近仕事はうまくいっていますか？



Wの両親

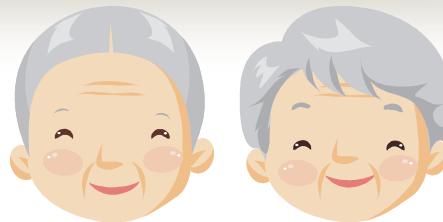
年金生活。余裕ある生活を目指して株で資産運用中。

W



元気にやっていますよ！ そうそう、今度P社がQ社と業務提携するので、その関係でうちの会社に仕事を依頼したいって話があったの。これから忙しくなりそうだけど頑張るね。

元気にやっているようでよかった。体に
気をつけてね。



Wの両親

電話が終わった後……

そういえば、P社とQ社が業務提携と言っていたなあ……。P社は経営も安定して
いるし、配当もいいみたい。**P社の株を買ってしばらく保有しておくことにしよう。**

しかしその後……

毎朝新聞

B社社員家族、インサイ
ダー取引で金融庁から課徴
金納付命令。B社社員から
情報入手、利益を得る。

B社プレスリリース

- 当社社員から取引先情報を聞いた社員家
族がインサイダー取引で課徴金納付命令
- P社・Q社には多大なご迷惑をかけて申し訳
ない
- 今後、情報管理体制を再点検

懲戒処分ほか

- W 降格・減給→自主退職
- 役員 報酬一部返上



Wの言い分

家族と仕事の話をしてはいけないんですか。そんなの窮屈すぎます。



W両親の言い分

P社株式を買っただけでまだ売っていません。利益はまだ手に入れていないのだから、インサイダー取引にはならないのではないか。

- そもそもWさんが両親にP社の情報を話さなければ、このインサイダー取引は発生しませんでした。
- 取引先の情報、特に業務提携という重要事実は厳密に情報管理すべきです。
- もちろん、親しい友人や家族であっても自社・他社問わず、その重要事実を話してはいけません。重要事実を話した相手がインサイダー取引を行ったならば話した側の責任も問われます。

- 買ったP社株式を売ったか・保有を続けているかは、インサイダー取引の成立には関係ありません。
- 最初に買った時点で未公表の重要事実を知つていればこれがインサイダー取引です。
- 現実に利益を確保していくなくてもアウトです。



Promote market integrity & investor confidence